

平成三十年法律第二百一號
地方公共團體の議會の議員及び長の任期満了による選舉等の期日等の臨時特例に関する法律

(選舉の期日)

第一条 平成三十一年三月一日から同年五月三十日までの間に任期が満了することとなる地方公共團體(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。)の議會の議員又は長の任期満了による選舉の期日は、当該選舉を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選舉法(昭和二十五年法律第二百号)第三十四条の二第一項又は第三項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかるわらず、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の議會の議員及び長の選舉にあっては平成三十一年四月七日、指定都市以外の市、町村及び特別区(次項及び第七条第一項において「市區町村」という。)の議會の議員及び長の選舉にあっては同月二十一日とする。

2 平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共團體の議會の議員又は長の任期満了による選舉の期日は、公職選舉法第二十三条第一項の規定にかかるわらず、それぞれ前項に規定する期日とができる。この場合において、当該選舉に関する事務を管理する選舉管理委員会は、都道府県又は指定都市(次条第一項第三号及び第七条第二項において「都道府県等」という。)の選舉管理委員会にあっては同年一月六日までに、市区町村の選舉管理委員会にあっては同月二十日までに、その旨を告示しなければならない。

3 統一選舉の対象の地方公共團體の議會の議員又は長(第一項の地方公共團體の議會の議員又は長であつて当該地方公共團體の議會の議員又は長の任期満了による選舉について公職選舉法第三十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされているもの)を除く。)に於いて、任期満了による選舉がなされているもの(次項において同じ。)に於いて、任期満了による選舉がなされているもの(次項において同じ。)に於いて、任期満了による選舉がなされているもの(次項において同じ。)に於いて、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選舉を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選舉を行うべき期間が平成三十一年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条第一項各号に掲げる選舉の区分に応じ当該選舉を同年二月二十八日以前に行うときは、当該選舉を同年五月三十日までに始まるときは、当該選舉の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかるわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

4 統一選舉の対象の地方公共團體の議會の議員又は長以外の地方公共團體の議會の議員又は長の任期満了による選舉について、公職選舉法第三十四条(当該地方公共團體の議會の議員又は長の任期満了による選舉について準用する場合を含む。)の規定による告示がなされているもの(二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)に於いて、任期満了による選舉以外の選舉を行うべき事由が生じた場合(同法第一百七条の規定により選舉を行うべき事由が生じた場合を除く。)において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選舉を行うべき期間が平成三十一年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条第一項各号に掲げる選舉の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに始まるときは、当該選舉の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかるわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

5 衆議院議員又は參議院議員の公職選舉法第三十三条の二第二項に規定する統一對象再選舉(次条第二項各号において「統一對象再選舉」という。)又は補欠選舉のうち、同法第三十三条の二第二項の規定により選舉を行うべき期日が平成三十一年四月二十八日となるものの期日は、同項の規定にかかるわらず、同月二十一日とする。
(告示の期日)

第二条 前条第一項から第四項までの規定により行われる選舉の期日は、公職選舉法第三十三条第五項又は第三十四条第六項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる選舉の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

二 都道府県知事の選舉 平成三十一年三月二十一日

二 指定都市の長の選舉 平成三十一年三月二十四日

三 都道府県等の議會の議員の選舉 平成三十一年三月二十九日

四 指定都市以外の市及び特別区の議會の議員及び長の選舉 平成三十一年四月十四日

五 町村の議會の議員及び長の選舉 平成三十一年四月十六日

2 前条第五項の規定により行われる選舉の期日は、公職選舉法第三十三条の二第八項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる選舉の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

一 衆議院議員の統一対象再選舉及び補欠選舉 平成三十一年四月九日

二 參議院議員の統一対象再選舉及び補欠選舉 平成三十一年四月四日

三 同一の地方公共團體における任期満了選舉の同時選舉の取扱い

第三条 公職選舉法第三十四条の一の規定は、地方公共團體の議會の議員の任期及び當該地方公共團體の長の任期がいずれも平成三十一年三月一日から同年五月三十日までの間に満了する場合には、適用しない。

(同時選舉)

第四条 第一条第一項から第四項までの規定により行われる都道府県の議會の議員の選舉及び當該都道府県の知事の選舉又は市町村若しくは特別区の議會の議員の選舉及び當該市町村若しくは特別区の長の選舉は、それぞれ公職選舉法第一百十九条第一項の規定により同時に進行する。

2 第一条第一項から第四項までの規定により行われる指定都市の議會の議員又は長の選舉及び當該指定都市の区域を包括する都道府県の議會の議員又は長の選舉は、公職選舉法第一百十九条第二項の規定により同時に進行する。この場合において、同法第一百二十条第三項及び第一百二十二条の規定は、適用しない。

3 前二項の規定は、地方公共團體の議會の議員及び長の選舉に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第一百四十七号)第十四条第一項の規定により公職選舉法第十二章の規定を適用しないこととされる選舉については、適用しない。(立候補の禁止)

第五条 第一条第一項から第四項までの規定により平成三十一年四月七日に行われる選舉(以下この項において「第一統一選舉」という。)又は公職選舉法第一百十条第四項の規定により第一統一選舉と同時に行われる地方公共團體の議會の議員の再選舉若しくは同法第一百十三条第三項の規定により第一統一選舉と同時に行われる地方公共團體の議員の再選舉若しくは同法第一百三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選舉を行うべき期間が平成三十一年四月一日以後にかかるわらず、当該期間が次条第一項各号に掲げる選舉の区分に応じ当該各号に定める日前十日までに始まるときは、当該選舉の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により選舉を行うべき期間が平成三十一年四月一日以後にかかるわらず、当該期間が次条第一項各号に掲げる選舉の区分に応じ当該各号に定める日前十日までに始まるときは、当該選舉の期日は、同月二十一日とする。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選舉法第六十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第三項(第二号に係る部分に限る。)、第八十六条第九項(第三号に係る部分に限る。)、第八十六条の二第七項(第二号に係る部分に限り、同法第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。)並びに第八十六条の四第九項の規定の適用については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

第六条 第一条第一項又は第二項の規定により行われる選舉について、公職選舉法第一百九十九条の二及び第一百九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第一百九十九条の二第一項に規定する期間及び同法第一百九十九条の五第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同条第四項(第三号に係る部分に限る。)の規定にかかるわらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選舉の期日前九十日に当たる日から当該選舉の期日までの間とする。

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 平成三十一年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 平成三十一年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三 平成三十一年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十日に当たる日又は同年一月二十日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十日のいずれか早い日において、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の長の任期満了による選挙に限る。）

前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十日」とあるのは、「同年一月六日」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第八条 第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定により行われる選挙に係る公職選挙法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他の法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。